

平成22年（行ウ）第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

## 準備書面（66）

2012年 3月 27日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面（4）の「採択地区協議会の採択は何ら教育委員会の答申を拘束しない」への反論と本件採択の違法性について

はじめに

被告準備書面（4）の2頁から4頁の「採択地区協議会の採択は何ら教育委員会の答申を拘束しないことについて」への反論は、原告準備書面（61）で述べ、採択協議会の答申が、採択を拘束することを明らかにした。この点について、以下でそのことを明らかにし、本件採択の違法性を立証する。

### 1、採択協議会の答申が、採択を拘束すること

今治市教委の教育委員らは、採択協議会の「すべての教科において現在使用しているものを継続して使用することが望ましい」（証拠甲3号証）との答申を全く無視して、教員らが調査研究資料において極めて評価の低い本件扶桑社版歴史・公民教科書を、違法に採択した。

証拠甲72号証は、愛媛県教育委員会が所管する愛媛県立宇和島南中等教

育学校の「平成21年度使用教科書及び平成22年度使用希望教科書一覧表」と「平成22年度使用希望教科書報告書」（2009年6月26日）である。

証拠甲73号証は、愛媛県立松山西中等教育学校の「平成21年度使用教科書及び平成22年度使用希望教科書一覧表」と「平成22年度使用希望教科書報告書」（2009年6月26日）である。

この二つの証拠から明らかなように、教育現場における教育活動上の理由であっても、現在使用している教科書を継続して使用するのではなく、使用する教科書を変更する場合は、「使用希望教科書についての所見」を詳細に示すことを求めている。つまり、現在使用している教科書を変更し、異なる教科書を使用するには、それ相当の理由が必要とその手続きを課していることが明らかである。

相手方教育委員らが、採択協議会の「すべての教科において現在使用しているものを継続して使用することが望ましい」との答申を全く無視して、教員らが調査研究資料において極めて評価の低い、採択変更となる本件扶桑社版歴史・公民教科書を採択したその異常さ、つまり、本件採択の違法性（変更理由と変更のための手続き）は明白である。

つまり、「平成22年度使用希望教科書報告書」にある「使用希望教科書についての所見」と本件採択審議とを比較し、「変更する理由」の合理性も客観性もなく、単なるお粗末な私的な好みのお好みの表明に過ぎず、その手続きにおいても適正手続きに反していることは明白である。

## 結語

以上で明らかなように、採択協議会の「現行教科書が望ましい」との答申は、教育委員会の採択を拘束することは明らかである。ましてや、教育委員らの独自の私的な評価に基づき、使用する教科書を選定したり、採択するために不可欠な資格・条件（各教科の専門的知識、教育実践経験、採択対象の膨大な量の全ての教科書を精読する物理的時間がないこと）を満たしていない教育委員らが、「現行教科書が望ましい」との答申を無視し、変更することなど行ってはな

らないことは明白であり、本件採択が違法であることは明らかである。

以上

#### 添付資料

- 1、 証拠説明書 各1通
- 2、 証拠甲72号証 各1通  
「平成21年度使用教科書及び平成22年度使用希望教科書一覧表」
- 3、 証拠甲73号証 各1通  
「平成21年度使用教科書及び平成22年度使用希望教科書一覧表」